YASUTO NOTE 4

(SUB T.「市民目線の平成憲法草案」)

　　　　　　　　　　　　　2016.1.31

　　　　　　　　　　　著作　　YASUTO

今、安倍首相は、夏の参議院選挙の争点に「憲法改正」を掲げています。自民党の憲法改正草案は、「憲法は政権側をしばるもの」という世界共通の基本的な立場に立脚しておらず、「国民側をしばりたい」意図が見え見えです。そして、大戦前のような「全体主義国家」、いわゆる「明治回帰」を目指しています。**憲法は、権力者を利する為にあるのではありません。多くの国民を利するためにあるのです。**安倍政権の意図を阻止したいと願い、「市民目線の日本国憲法改正草案」（YASUTO版）作成を試み、一応纏まりましたので、ここに提示させて頂きます。読者の皆さんも、意外に簡単に、「政権側をしばるツール」を案出出来るものだと、実感して頂けるものと思います。しかしながら、私は、憲法について完全に素人です。それで、憲法学者の方々にお願いしたいです。**前述草案の“市民目線”部分を取り入れ、「市民目線の平成憲法草案」（憲法学者ｸﾞﾙｰﾌﾟ版）を、仕上げて頂きたいと思います**。そして、それを多くの市民に拡散・共有させ、市民の民主主義意識（「民主主義ってこれだ!」）を覚醒させるべきだと、提言させて頂きます。それが、安倍内閣を倒すことに繋がると信じます。このままでは、戦後70年間に亘って培ってきた「戦争をしない国」が、「戦争する国」に変わってしまいそうです。安倍内閣に退場して貰い、平和な日本を実現させましょう。そして、平和な世界と未来を到来させましょう。

―　目次　―

1. はじめに　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　 ･･･ 2

2.「反知性主義に陥った原点」は「最高裁／砂川判決」　　　　 ･･･ 2

3.「米国からの自立＝在日駐留米軍の撤退」を 　　　　　 　　 　　･･･ 3

4. 市民目線の意味　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 ･･･ 4

5. 市民目線の日本国憲法改正草案（YASUTO版）　　 　　　　　　 ･･･ 4

6. 市民目線の日本国憲法改正草案（YASUTO版）の説明　　　　　　　 ･･･ 9

7. 憲法の力　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　･･･ 14

8.「市民目線の平成憲法草案」（憲法学者ｸﾞﾙｰﾌﾟ版）の発信を国内外に･･･　15

9.「市民目線の平成憲法草案」は世界平和実現のためのツール　　　･･･ 　16

**市民目線の平成憲法草案**

2016.1.31　福岡 YASUTO

１．はじめに

現日本国憲法は、その草案を米軍（GHQ）が僅か9日間で書き上げ、GHQ指導下で日米合同の修正協議を経て、1946年10月7日衆議院で、賛成421、反対8の圧倒的多数で日本人が選び取ったものです。この憲法により、日本国民は、国民を欺き、地獄の淵に追い込んでしまった軍国主義指導者から解放され、憲法の3本柱（「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」）による戦後70年間を歩むことが出来ました。

しかし、昨年9月19日未明、安倍自公政権は、米軍（米国）の意向を忖度して、戦争法（政府呼称：平和安全法制）を強行成立させ、「平和主義」（憲法９条）を大きく傷付けてしまいました。ここに於いて我々日本人は、米軍（米国）が「米国の国益の為」に平和憲法を日本に与え、また、今回「米国の国益の為」に、安倍政権を使って平和憲法を日本から取り上げようとしていることを、直視しなければなりません。

「平和主義」が損なわれると、せっかくGHQが、善意により日本に与えた「国民主権」、「基本的人権の尊重」という他の柱も、影響を受け傷付けられます。我々、日本人は、マゾヒストの如く、ただ、ただ「米国の国益の為」に生きることを選択し、自衛隊員が殺され、或は殺人を犯す道を進まなければならないのでしょうか？安倍首相が良く口にする「明治の先人達」も同じ道を選択するというのでしょうか？それが、「お天道様」が日本国に与えた「進むべき道」なのでしょうか？**「断じて違います。日本人には、日本人として歩むべき道があります」**その出発点は、「おかしいことをおかしいと言う勇気」です。知性主義は、その勇気があって初めて安定的立場を得ることが出来ます。昨年の安保国会で、参考人として証言された方が、違憲な安保法を合憲と言い張る安倍政権を「反知性主義」と表現されました。今の自民党には、安倍首相のように「おかしいことをおかしいと思わないおかしい人」もかなりいるようですが、その他の自民党員や公明党員の人達のように、「おかしいことをおかしいと言う勇気がない人」も沢山いることと思います。「反知性主義者」は、認知症患者のようなもので、もはや彼らが「日本人の歩むべき道」を主導することは不可能だと思います。再び日本人を地獄の淵、否今度は本当に地獄の中に誘ってしまうのではないでしょうか？

２．「反知性主義に陥った原点」は、「最高裁／砂川判決」

　(1)今回、安倍自公政権が「戦争法」（限定的集団的自衛権行使容認に依拠）の根拠とした最高裁／砂川裁判は、「在日駐留米軍が、憲法９条に抵触し違憲であるか否か」を審査対象にしたものです。砂川裁判の東京地裁一審判決（伊達判決）は、「在日駐留米軍は、9条2項に抵触し違憲」というまっとうな判決を下しました。しかし、当時の最高裁長官／田中耕太郎は、駐日米国大使ダグラス・マッカーサー２世と秘密裡に会談し、「東京高裁を飛び越えて最高裁で審理する跳躍裁判において、一審判決を破棄し、在日米軍基地を違憲としない見通し」を示唆しています。その最高裁判決において、違憲としない根拠は、「外国駐留軍は、わが国が主体となって指揮し、管理出来る対象ではないため、９条２項に該当する戦力ではない」というものです。そして、「米軍の在日駐留を可能にする日米安保条約は、高度の政治性をもつものであり、裁判所の司法審査権の範囲外（統治行為論）である」として、司法の独立性を放棄してしまいました。当時（1959年）は、終戦後14年しか経っておらず、米国（米軍）の圧力が強く、田中耕太郎の判断も、やむを得ないところがあるのかも知れません。

(2)昨年、戦争法を強制成立させた自民党・公明党は、戦後70年を経ても、米国（米軍）の意向に追い立てられるように、米国（米軍）の利益の為に動いているとしか思われません。国民の約6割が反対（賛成は約3割）し、約8割の人が政府の説明不足としている状況下での国会強行採決です。そこには、国民主権という考え方は存在しません。今の日本は、日本国憲法の上位に日米安保条約があり、米国（米軍）主権国家なのです。到底、自立した独立国家の体をなしていません。そんな状況なのに、何故、安倍首相は、「国連常任理事国入り」を目指すなどという「お花畑」な事を言うのでしょうか？「国連常任理事国入り」の資格は、少なくとも、米軍が駐留するような国にはないはずです。米国に忖度して、世界平和の為に、公正・公平な正論を述べ、主導することが出来ないからです。

(3)沖縄県の辺野古新基地建設、岩国市の米軍基地増設も、県や市の民意は反対です。しかし、安倍政権は、民意を無視して“アメとムチ”で、県・市・住民の切り崩しを行い、新基地建設や基地増設を進めようとしています。何のために、民意を無視するのでしょうか？また、何のために、安倍自公政権は反知性主義に陥ったのでしょうか？明らかに、**「米国（米軍）の意向に沿い、彼らの機嫌を損ねない為」**です。

(4)最高裁／砂川判決における判決理由文は、最後の方で次のように述べています。「日米安保条約の合憲性の判断は、一次的には、条約の締結権を有する内閣及びこれに対して承認権を有する国会の判断に従い、終局的には、**主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものである**」つまり、日米安保条約（在日米軍駐留）を認めるか否かは、最終的には、国民主権の原則により、**「国民が判断すべきである」**と述べているのです。その意味で、田中耕太郎は、今の安倍自公政権程、売国的ではなかったものと思います。

３. 「米国からの自立＝在日駐留米軍の撤退」を目標へ

「米国からの自立＝在日駐留米軍の撤退」を目標としない政治家・マスコミは、本当に日本の平和や世界の平和を真剣に考えていないと思います。その事は、米国（米軍）という相手がいる訳ですから、直に実現させることが困難であるということは、理解出来ます。しかし、共産党を除くと、極めて少数の人しか、「米国からの自立」という立場を表明してきませんでした。民主党や維新の党も、基本的には日米安保は重要という立場です。彼らは、「米国から自立」しないでも、日本は主権国家を維持出来ると、依然として大きな勘違いをしているようです。ネットで、東郷潤さんという方が、「日本独立の選択」(平成27年秋作成の絵本論文)という大変な力作をアップしておられます。戦争法に賛成する人も、戦争法に反対する人も一読して頂き、今日本がどのような立場にあるか、ぜひ正確に認識をして頂きたいと思います。現状維持を選択すれば、何百年経っても「米軍基地は返還されない」し、「周辺国からはバカにされ」、「国民主権は米国の許容される範囲にとどまり」、「結局は衰退へと向かう」ことがよく分かります。私は、「2045年対米自立方針宣言」をし、東郷潤さんが描いたような「日本が中心となって、恒久的な世界平和達成」を目指すべきだと思います。これは、「日本国民を軍国主義指導者から解放し、日本国民に民主主義をもたらしてくれた列強（米、中、英）」（ポツダム宣言に記載）への恩返しだと思います。とりわけ、秘密裡に日本国憲法草案を日本に与え、日本の民主化を強烈に進めてくれた米国への恩返しの意味が大きいです。そして、この恩返し（＝日本が自立し、平和国家への道を進むこと）こそが、世界平和への道に続きます。これが、「お天道さまが日本に与えた使命」だと思います。

米国では、トランプ氏のような、米国の利益を強烈に主張する有力な大統領候補者が出現しました。**民主党、維新の党の皆さん、もう殆ど時間は残されていません。沖縄県・翁長知事をモデルとして、共産党提案の国民連合政府樹立に向けて、決断して頂きたいと思います。**

４.市民目線の意味

　　何故、国民目線としなかったかと言うことですが、国民の中には、国民を欺き、戦争法を強行成立させる安倍首相のような人も存在する訳です。また、従業員を使い捨てのように扱う、限りなくブラックな企業経営者もいる訳です。このような特殊な人達は、まだ日本では数が少なく、多く見積もっても約10％と表現しても良いと思います。（但し、矯正可能な同調者は除きます）残りの約90％が、市民目線（＝市民感覚）の共有が可能な人達です。そのような特殊な人達を除く国民（90%）を、市民と定義した次第です。

５.市民目線の日本国憲法改正草案（YASUTO版）

　　日本国憲法の改正したい部分を抜粋しています。また、赤字は、日本国憲法原文から追記又は修正した箇所を示します。

　1)前文

　　　日本国民は、先のアジア太平洋戦争における戦争責任が、戦争を主導し、推進した軍人・政治家・官僚にあることを明確に宣言する。また、昭和天皇についても、開戦に消極的だったことを考慮したとしても、その当時、国の頂点に位置する存在であり、戦争責任は免れないということを、同様に宣言する。この戦争責任宣言は、日本国民が先の大戦後初めて自立的に、先の大戦にけじめを付けたものであり、日本国が国民主権の平和国家として、今後も歩んでいくための原点となるものである。

日本国民は、正当な選挙によって選ばれた国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土に亘って自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、ここに日本国の主権が日本国民にあることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本政府が日本国民に負うべき責務は、次のものである。①国民を飢えさせないこと。②国民を戦争に巻き込まないこと。その為の一つの対策として、他国との間に領土問題が存在する場合、如何なる場合においても、国際司法裁判所に調停を依頼し、その中で日本の主張すべきことを披瀝すると共に、他国の言い分も謙虚に検討すること。調停内容を、他国と共に受け入れるように他国を説得し、武力を伴う解決方法は絶対に採用しないこと。③駐留する外国軍基地を無くすため、常に最大限の努力を続けること。④外国との交渉内容は、全て国民に開示すること。また、外国との密約は、絶対に行わないこと。⑤全原発は、原則即時停止とする。また、原発の輸出も厳禁とする。但し、原発廃炉技術の輸出は、この限りではない。⑥原子爆弾製造の為のプルトニウム保有を無くし、早急にプルトニュウム保有ゼロ宣言を行うこと。⑦靖国神社の平和化（靖国神社を廃止し、国立戦没者追悼廟とする案等）実現への努力を続けること。

　　　日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、日本国の国柄に相応しい方法で、且つ、国力に応分する規模の責任を果たしていくことを決意する。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国の利益のみ追及して、他国の主権を侵害してはならないのであって、この政治道徳の法則は普遍的なものであり、それに従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉をかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

　2)第一章 天皇

第一条

天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

　　第三条

　　　天皇の国事に関する全ての行為には、第七条1項の「唯一の例外規定」を除き、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。

　　第四条

　　　天皇は、この憲法が定める国事に関する行為のみを行い、第七条1項の「唯一の例外規」定を除き、国政に関する権能を有しない。

第七条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。但し、１項における「唯一の例外規定」に該当する場合は、唯一の例外として、内閣の助言と承認を得る必要がない。また、内閣も天皇の唯一の例外規定に伴う行為については、責任を取らなくてもよい。

1.憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

「唯一の例外規定」

国会を多数決によって通過した法律であっても、日本国の行末に重大な影響を持ち、且つ、国民の反対意見が多いものに付いては、天皇は国会での成立から40日以内に、内閣に国民投票を実施することを命ずることが出来、国民投票の結果が出るまで、天皇は法律等の公布を保留することが出来る。

　3)第二章 戦争の防止

　　第九条

　　　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動である戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

　　 2.前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、他国から直接攻撃を受けた場合の自衛隊による個別的自衛権行使を除いて、これを認めない。

3.日本国が他国から武力攻撃を受けた時、その武力攻撃を排除するための個別的自衛権の行使は自然権であり、日本国は他国と同様に有している。従って、日本国を専守防衛するための自衛隊の存在は、本項により認められる。しかしながら、日本国と緊密なＡ国がＢ国より攻撃を受けた時、日本国がそのＢ国の攻撃を排除しＡ国を防衛する権利、いわゆる集団的自衛権行使は如何なる限定的な条件を付けても、1、2項と共存する事は出来ない。従って、日本国は、如何なるケースに於ける集団的自衛権行使の権利も、これを永久に放棄する。

4.防衛省が武器輸出を取りまとめる等の経済活動に関与することは、厳禁とする。

第九条の二　国連PKO派遣隊の設置

1. 管轄は外務省・国連PKO庁とし、目的は世界平和や世界正義を実現する為に設けられたものであり、人道支援・人権支援に限定した場合にのみ派遣出来る。国連PKO庁長官が、派遣隊の現地への派遣と現地からの引き上げを命令することが出来る。
2. 国際平和及び国際貢献に対する高い志を持った隊員のみで構成し、完全志願制とする。
3. 国連安全保障理事会の要請があった時のみ、派遣が可能である。それ以外、例えば有志連合による集団的自衛権行使の為に、後方支援を含む武力行使に参加することは厳禁とする。
4. 現地での指揮権は、国連又は国連が認めた軍隊に有り、日本政府にはない。但し、派遣隊の撤退に関しては、国連PKO庁長官の撤退命令が現地指揮権よりも優先する。
5. 当該派遣隊の費用は、日本政府が負担する。
6. 当該派遣隊の規模、組織、統制及び機密の保持に関する事項は、別途法律で定める。
7. 当該派遣隊に属する隊員及びその他の公務員が、その職務の実施に伴う罪、又は当該軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、当該派遣隊に審判所を置く。この場合において、被告人が裁判所に上訴する権利は、保障されなければならない。

4)第4章　国会

　第五十九条

　　5.国会で可決・成立した法律であっても、当該法律に憲法違反の疑いがあるということについて、夫々の議院において出席議員の四分の一の賛同が得られれば、夫々の議院単独で、直接、最高裁判所・憲法適合審査部会に、当該法律が成立した日から14日以内に、当該法律の憲法適合審査請求を行う事が出来る。

　　6.国会で可決・成立した法律について、前項における最高裁判所・憲法適合審査部会が、違憲であるという結論を下した場合、国会は当該法律を直ちに強制廃止しなければならない。

　　　7. 国会で可決・成立した法律について、天皇の「唯一の例外規定」（第七条の1項）に基づき、当該法律が国民投票にかけられ、その結果が「当該法律の廃止に賛成」であった場合、国会は直ちに当該法律を強制廃止しなければならない。

　5)第五章　内閣

　　第七十三条

1. 国会で可決・成立した法律について、天皇の例外規定（第七条の1項）に基づき、天皇より当該法律の採否を国民投票にかけるように、内閣に対して命令が出された場合、内閣は天皇の命令日より、40日以内に国民投票を実施する責任負う。

　6)第六章　司法

　　第八十一条

　　　2. 国会で可決・成立した法律ついて、当該法律に憲法違反の疑いがあるとして、衆議院、或は参議院より、最高裁判所・憲法適合審査部会に対して、当該法律の憲法適合審査請求があった場合、当該憲法適合審査部会は当該請求日より40日以内に、「合憲、或は違憲」の判断を、衆議院、或は参議院に回答しなければならない。この場合、「どちらともいえない」という回答は許されず、必ず二者択一としなければならない。

7)第十一章　補足

　第百四条

　　　国旗は日章旗とし、国家は君が代とする。尚、君が代の「君」の意味は、「象徴天皇」と「あなた＝隣人」の二つを有するものとする。

　　2.政府は、国民に日章旗及び君が代の強制を行ってはならない。政府は、国民の日章旗及び君が代の尊重が不十分な場合について、国民が誇りに思えるような国家に至っていないからだ猛省し、その責任の大半は、政府にあると認識しなければならない。その事を踏まえた上で、政府は、国民が誇りに思える国家建設に向けて、鋭意努力を続けなければならない。

　第百五条　緊急事態

　　　日本社会が下記①～⑤の緊急事態に陥った時は、その緊急事態を引き起こした主たる原因が、緊急事態発生時の内閣の政策等に由来する場合は、当該内閣はその責任をとり、総辞職しなければならない。また、更に、閣僚全員は国会議員も辞職し、政治家も止めなければならない。尚、前述の辞職議員は、辞職した日から３年間は国会議員選挙に立候補する資格を失うこととする。

①我が国に対する外国からの武力攻撃があった時、②原発へのテロ攻撃が発生した時、③死傷者100人以上を出すような大規模なテロ攻撃があった時、④物価上昇が1年間で1.3倍を超えるような激しいインフレーションを引き起こしたとき、⑤GPIFで20兆円以上の損失を出したとき

　　　2.上項において、緊急事態を引き起こした主たる原因が、緊急事態発生時の内閣の政策等に由来し、当該内閣にその責任がある場合を、“内閣責任緊急事態”と称する。この“内閣責任緊急事態”に該当するか否かを審査する「内閣責任審査委員会」を、国権の最高機関である国会内に設ける。当該「内閣責任審査委員会」が、“内閣責任緊急事態”を宣言した日から起算して、内閣は、３日以内に全閣僚が辞任しなければならない。

　　　3. 「内閣責任審査委員会」の構成・運用は、下記に定める。

　　　　①メンバーは国会議員、内閣閣僚以外から選ばれ、13人とする。②メンバーになるには、別途定める基準を満たすことが必要で、メンバーになることを希望する人の中から当該基準を満たす人が点数評価され、上位20人まで立候補出来る。立候補者のうち、国民投票で上位10人が選任され、その10人が内閣責任審査委員となる。また、国民投票の上位7人を内閣責任審査正委員とし、残り3人を内閣責任審査予備委員とする。委員長は、7人の中から、7人による投票により選ばれる。③任期は４年とする。④身分は国会議員相当とし、内閣責任審査正委員は常任とし、内閣責任審査予備委員を非常任とする。⑤手当は、内閣責任審査正委員は国会議員相当＋20％とし、内閣責任審査予備委員は内閣責任審査正委員の20%とする。⑥内閣責任審査正委員が任期を終了し、前職に復帰する場合、公務員・民間企業社員を問わず、内閣責任審査正委員就任前の待遇を、公共団体や企業は保証しなければならない。⑦「内閣責任審査委員会」は、常時「内閣責任審査」を行い、定期的にその結果を公表しなければならない。⑧“内閣責任緊急事態”は、事前に内閣に通告しないで宣言してもよい。

　　4. “内閣責任緊急事態”宣言に備えて、国会は、与党・野党議員を問わず、政府に批判的な議員を中心に、民間の有識者も含めたオール日本の「緊急事態内閣」を準備しておかねばならない。

　　5. 緊急事態発生時対応として、内閣総理大臣の権限を強化する憲法改正、法律の制定は、厳禁とする。内閣総理大臣の権限を強化しないで、適切で民主的な法律制定や住民の緊急時対応訓練実施等で対応しなければならない。

　 　6.自然災害を含む緊急事態発生時において、国民側が取るべき対応については、別途法律でこれを定める。

６. 市民目線の日本国憲法改正草案（YASUTO版）の説明

1) 前文

　① 先のアジア太平洋戦争における戦争責任について、言及しています。この意味は、日本を滅亡の淵に追い込む程の戦争被害をもたらした戦争について、その責任が誰にもないということはあり得ないからです。今の日本の社会は、福島第一の原発事故で分かるように、東日本壊滅が予想される程の大事故を起こしながら、その責任の取り方が極めて曖昧で、殆ど誰も責任をとっていません。これも、先の大戦の戦争責任の取り方が不十分だったことと無関係ではないと思います。従って、ここのところをより明確にすることが、今後の日本社会の健全化の為に極めて重要です。

② ポイントは、戦争を主導した軍人・政治家・官僚に加えて、**「昭和天皇にも戦争責任はある」**としたことです。考えてみて下さい。「連帯保証人」は、ハンコを押したばかりに、彼に全く実質的な責任のない巨額な負債を抱え込むことになるのです。その結果、夜逃げや、一家離散を余儀なくされる人もいます。それが、世の中の実相です。確かに、昭和天皇は開戦には反対だったかも知れませんが、宣戦布告は彼によって行われましたし、彼は軍の統帥権を持っていました。東京裁判にかけられなかったとしても、彼に戦争責任があることは明白です。それに、安倍首相やその周辺の人々が思っているように、東京裁判は戦勝国の一方的な裁判であったわけです。公正な裁判が行われた訳ではありません。「昭和天皇に戦争責任がある」ということを、憲法に明確に記載し、世界に日本人自身が先の大戦のけじめを付けたことを知らしましょう。

③ 敢えて、昭和天皇の戦争責任を憲法に書き表す理由は、もう一つあります。それは、**米国からの脅しのネタを無くすという意味です**。大戦末期、昭和天皇と米国との間には独自の交渉ルートがあったと言われています。また、戦後、「沖縄メッセージ」と言われるように、昭和天皇は米国に対して独自の政治的影響を及ぼしています。これらの交渉内容の中には、若しかしたら、我々日本人が余り聞きたくないような情報が含まれているかも知れません。米国は、情報公開の国です。それを盾に、米国は、日本の外務省に、「昭和天皇に関するこの情報は、公開の時期に来ています。宜しいですね。」と言ってきますが、外務省はあわてて未公開とするように米国に要請します。米国は、次のように言います。「分かりました。お宅にも事情があるでしょうから。ああ、そうそう、うちの農業団体から日本の米輸入枠を増やすように依頼がきています。その方は、宜しくお願いします。」全く根拠は無いのですが、そのような事を想像してしまいました。我々日本人は、米国に対して、次のように明言する気持ちを確立する時機に、来ているのではないでしょうか？「分かりました。どうぞ、公開なさって下さい。公開されたからと言って、私達の昭和天皇に対する気持ち・評価は全く変わりません。昭和天皇と貴国との間に秘密交渉があったとしても、それはあくまでも戦争という異常事態の中です。昭和天皇のお蔭で、戦争を終了させることが出来ましたし、戦後の混乱を乗り越え、復興を果たすことが出来たのです。イラクの状況を考えてみて下さい。あなた方は民主化しようとしましたが、結局イラク国内が纏まることが出来ず、現状、混乱と悲惨の極みの中にあります。アラブの春も一緒です。日本は、昭和天皇という存在のお蔭で、そのような混乱の中に陥ることがなかったのです。」以上のように断言し、米国の脅しに屈しない状況を作ることが必要です。その為に、「憲法に昭和天皇の戦争責任を明記する」ということです。

④ 前項のような思いが沸いてきた理由は、今年1月6日の西日本新聞の次のような記事が、影響しています。「CIAによる自民党政治家への資金提供、外務省が機密解除に反対」この事は、自民党は、米国から色々と脅されるネタを持っているということになります。昨年、自公政権が強行成立させた集団的自衛権行使容認の安保法制に対して、与党議員は全員反対意見を上げることが出来ませんでした。私は、その理由として、自民党も公明党も、党が大変なダメージを受ける程の脅しネタをCIAに握られているのではないかと推定しました。でなければ、全ての党員が、反知性主義に陥るはずがありません。

　　⑤日本政府が日本国民に負うべき責務の記載は、安倍内閣のように、市民目線を殆ど持っていない内閣をしばる為、絶対に必要です。

　　⑥ 元の文は、「･･･国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」：実はこの箇所が、イラクへの自衛隊後方支援の理由付にされました。それで、「･･･国際社会において、日本国の国柄に相応しい方法で、且つ、国力に応分する規模の責任を果たしていくことを決意する」としました。

　　⑦ 元の文は、「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、･･･」ということで、具体的に何を表現したいのかがぼやけています。それで、「いずれの国家も、自国の利益のみ追及して、他国の主権を侵害してはならないのであって、この政治道徳の法則は普遍的なものであり、･･･」という具体的な表現にしました。

　2) 第一章　天皇

　　① 第一条は、実は自民党の憲法改正草案と同じで、「天皇は日本国の元首である」としました。何故かというと、第七条1項「唯一の例外規定」を設け、その「唯一の例外規定」に該当する場合は、「天皇は、内閣の助言と承認を得る必要がなく、自立的判断で政治行動をすることが可能ある」としたからです。それは、今回の安全保障関連法のように、明らかに国民の反対意見が多い法案を、国会における数の力で強引に成立させた場合、「天皇は、内閣に国民投票を命じ、当該法律が国民の意思に合致しているか否を、国民が最終的に判断する機会を得るようにする」としたものです。つまり、政府が憲法や法律の盲点をついて、国民を騙そうとする時、天皇に、その政府の行為をブロックする最終的な壁になって頂こうというものです。

　　② この考え方は、「国民主権（民主主義）」と「象徴天皇」のコラボレーションを狙ったものです。「日本はなぜ基地と原発をとめられないか」の著者である矢部宏治氏は、民主主義と天皇制の両立（着地点）は、「天皇が憲法を守る」という立場に立つ時に、可能であると述べています。憲法九十九条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と述べています。明仁天皇ご一家は、憲法及び憲法の平和主義を、大変大事にしてこられました。我々国民は、安倍内閣・自民党・公明党に「**天皇陛下を見習い、**憲法99条に従って、憲法を尊重・擁護しましょう。違憲な法律を強行採決してはダメです。安保法（戦争法）は、直に廃止しなさい」と言うことが出来るのです。

　　③ 私が、何故「民主主義」と「天皇制」の両立を重要視するかですが、そこには、日本の民主主義が持つ弱点があり、その弱点を克服するために、その両立が必要と考えるからです。その弱点は、「西洋の民主主義は、民衆が民衆の権利を確保するため、武力蜂起して、権力者を倒して勝ち取ったという歴史がありますが、日本の場合は、その歴史が全くない」ということの中にあります。欧米の民主主義は、民衆が武力で勝ち取り、武力で守るという数百年の歴史の中で、成長してきたものです。従って、権力者側も、民衆の意向を尊重した政策を実行しないと、武力で倒されるという恐怖心が埋め込まれています。従って、民主主義がうまく機能するわけです。その恐怖心が、権力者側の強欲的暴走を抑制しているからです。民主主義の歴史が70年に過ぎない日本においては、権力者に、そのDNAがありません。先日の国会で、安倍首相が**「税収とは、国民から吸い上げるものでありまして」**と発言したことに、ネット上で批判が沸き上りました。これも、民衆の武力蜂起に対する恐怖が、安倍首相のDNAの中には全く存在していない為、彼の民衆に対する驕りが、無意識に顕在化した結果だと思います。「**民衆の武力蜂起に代わり、権力者の驕りを抑えることを、一部分についてのみ、日本国及び日本国民の象徴である天皇に担って頂きたい**」というのが、第七条１項「唯一の例外規定」です。

　　④ 市民目線からみれば、市民の願いは、「市民と共にある天皇」という事だと思います。第七条１項「唯一の例外規定」は、市民と天皇の距離を近づけ、市民によって象徴天皇制の基盤強化を可能にするものだと思います。これが、日本の民主主義の弱点を補う秘策です。

　3) 第二章 戦争の防止（現日本国憲法は、「戦争の放棄」）

　　①「戦争の放棄」としたいところなのですが、それではどうしても論理的な整合性が取れなくなります。日本国を直接攻撃した軍隊や武力組織を、個別的自衛権の行使により、自衛隊が武力排除する場合、「それは、戦争の放棄ではない」という指摘が出てくると思います。つまり、自衛隊と自衛隊による個別的自衛権の行使を合憲とするために、「戦争の防止」に変更しました。

　　②では、何故自衛隊と自衛隊による個別的自衛権の行使を合憲とするのでしょうか？それは、**「日本から米軍及び米軍基地を無くして、自立した日本を確立するため」**です。私は、それを**「2045年対米自立方針宣言」**という形で表し、オールジャパン体制で推進していくべきだと思います。つまり、**米国が「そんなに我が軍の駐留が嫌であれば、我が米軍は引き上げますよ」と言えば、我々は、「はい、どうぞ」と言える状況を作らなければならない**のです。今の安倍政権は、違います。「あなた方の為に、辺野古に200年間使用できる基地を作ってあげます。だから、引き上げないで」と全く逆の事を行っています。「対米従属を200年も続けたい」と、マゾ的なことを平気で言っていることになります。

　　③如何なるケースの集団的自衛権の行使も、永久に放棄するとしました。当然、戦争法と言われる安保法制は、廃止することになります。これにより、米国の戦争に巻き込まれることはなくなります。

　　④「防衛省が、武器輸出を取りまとめる等の経済活動に関与することは、厳禁」は、明仁天皇が言及された「満州事変に始まるこの国の歴史を十分に学び」と関係しています。つまり、満州事変は軍部が経済活動にかかわり、経済的野心を持ったことが発端ですから、防衛省・自衛隊が経済活動（武器等輸出による経済的利益追求）にかかわったら、「地獄の扉をくぐる」ことになります。従って、厳禁です。

　　⑤「国連PKO派遣隊の設置」は、今の国際情勢においては「一国平和主義」が許されないという現実、そして何より、世界平和実現を確実にするためには、世界各国の軍隊を、国連軍に集約するという壮大な構想を見据えることが、必要だと思います。しかし、自衛隊を屁理屈でもって海外に派遣することは、止めなければなりません。そもそも、日本を自衛することと、遠い他国で平和維持活動をすることは、区別して考えなければならないことです。それで、外務省管轄の「国連PKO派遣隊の設置」となります。そして、日本に留まる場合は、憲法の制約で「派遣隊」ですが、派遣先（現地）では「国連軍」として機能するというものです。安倍首相や中谷防衛大臣は、「後方支援の自衛隊は、駐留する地域が戦闘地域になったら撤退する」と国会で度々説明しました。私のような素人でも、彼らの発言が如何に「お花畑」かがよく分かります。自衛隊員は、避難住民の中に紛れた過激派戦闘員と対峙する可能性があります。一瞬の判断の差異で、自衛隊員が殺されることもありますし、間違って、一般避難住民を殺害してしまうこともあります。つまり、戦闘が確認された時には、既に、自衛隊員は殺されているかも知れませんし、民間人を殺しているかも知れません。従って、憲法九条「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」に違反することは明白です。そして、そんな状況に陥った時、「自衛隊は引き揚げます」と申し出ると、「一体なんの為に自衛隊は現地に派遣されたのだ。そんな事ならば最初から参加するな」という話になる可能性が高いと思います。今のPKOは、一般住民の保護のために、敵を殲滅する過酷な作戦を行うことも、覚悟しなければならないそうです。この覚悟は、憲法九条がある限り、自衛隊員は持つことが出来ません。従って、日本国内滞在時は軍隊ではありませんが、日本から海外現地に派遣された場合には、国連により国連軍の資格を与えて貰い、人道支援・人権支援及び駆け付け警護を、他国並みに行うことが出来る組織（＝「国連PKO派遣隊」）が、必要だということになります。

　　⑥イラクに派遣された自衛隊は、確かに一人のイラク人も殺しませんでした。しかし、多くの自衛隊員の犠牲者を出しています。陸自・海自・空自の合計で、在職中の死者35名（内自殺者16名、病死7名、死因が事故又は不明が12名）イラクの現地新聞には、「自衛隊基地への迫撃砲攻撃で自衛隊員に死者」という報道もあったとのことです。事故又は不明12名の内には、本当に迫撃砲攻撃による死者も含まれていたのかも知れません。更に、派遣修了後の自殺者が、28名になるとのことです。非戦闘地域への後方支援であり、安全と言われていたのに、このような有様です。首相や防衛大臣が、「安全は変わらない」と言っても、前回のイラクでこの有様です。敵を追い詰めて殲滅するという過酷な作戦、それを覚悟しなければならない現状、どうして、首相や防衛大臣の言葉を信用出来るでしょうか？

　4) 第四章 国会～第六章 司法

　　　今回の安保法制（戦争法）のように、政府が民意を無視して、国会の数の力により、法律を強行成立させた場合の対策として、「最高裁判所の憲法適合審査部会」、「天皇の唯一の例外規定」に連動した条文にしています。

　5) 第十一章 補足　 第百四条 国旗及び国歌

　　① 国旗を日章旗、国家を君が代としました。日本人や世界の人々に、既に根付いていると思うからです。しかし、「君」の意味を、「象徴天皇」と「あなた＝隣人」の二つの意味を有するとしました。つまり、「絶対君主」への回帰を、明確に否定しています。

② 政府が、国民に「日の丸・君が代の尊重」を強要してはならないとし、且つ、国民が自発的に日の丸・君が代を尊重出来るように、「国民が誇りを持てる国家建設を行うのは、政府の責務である」としました。

　6) 第十一章 補足　 第百五条 緊急事態

　　① 自民党の憲法草案「緊急事態条項」は、ナチスの全権委任法（1933年）に匹敵し、緊急事態発生時、内閣総理大臣にあらゆる権限を集中させる極めて危険なものです。

　　　そもそも、緊急事態が発生した原因が、政府の政策の結果である場合に、政府に権限を集中させればどのような結果になるでしょう。政府は、それまでの政府の誤った政策を覆い隠すため、極めて非合理な政策を更に行うことが、容易に想像出来ます。ナチスが戦争に進んで行き、破滅に至ったのは、このような事例と言うべきでしょう。また、オウムが、それまでの彼らの犯罪について、警察の強制捜査が入るのを妨害するため、地下鉄サリン事件を引き起こしたことも、類似例であると言うことが出来ると思います。これも、事件の首謀者は、ほぼ全員死刑判決という破滅の結果に至っています。

　　② 読者の皆さんは、今の安倍政権の政策が、「国家緊急事態」を引き起こす可能性を、多々持っていることに、気付かれませんか？気の向くままに述べると、下記a)～c)のようになります。そのような「政府や首相の責任により発生した国家緊急事態」の対応を、同じ政府・首相に任せて大丈夫と思われますか？

1. 安全保障関連法（戦争法）により、自衛隊が南シナ海で警備行動を開始し、中国軍と衝突する。スーダン派遣自衛隊員の駆け付け警備が原因で、彼らが大規模な軍事衝突に巻き込まれ、大きな人的被害が発生する。
2. 昨年初めの首相中東演説は、３人の日本人犠牲者を発生させ、更に、今後日本がイスラム過激派に狙われることを、明確に世界に発信しました。（何故、メディアは首相の責任を追及しないのでしょうか？）新幹線等のソフトターゲットが狙われたらどうなるのか？原発が、携帯式迫撃砲で攻撃されたらどうなるのか？
3. 膨大な国の借金、お金じゃぶじゃぶの金融緩和という禁手に手を染めてしまった日銀、若しかしたら、すぐそこに、ハイパーインフレが迫っているかも知れません。

　　③ そのような事態の対策として、**国会内に、国内で最高の権限を持つ、国民の直接投票で、民主的に選ばれた「内閣責任審査委員会」を設け、当該委員会により、“内閣責任緊急事態宣言”を内外に発信出来るとしました。また、当該宣言の発信に備えて、国会内に「緊急事態内閣」を準備しておく**としました。

　　④ 自然災害等の緊急事態も含めて、緊急事態発生時に内閣に権限を集中させることは出来ない、国民主権（民主主義）の原則は崩せないとしています。

７.憲法の力

　　　1月中旬から、憲法の３本柱（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）を政権側に毀損させないために、市民目線の日本国憲法改正草案の作成をはじめました。

　　　時間と能力の関係で、憲法の全ての条文について検討していませんが、重要な箇所であり、且つ、国論を二分するような、前文、第一章 天皇、第二章 戦争の放棄、国旗及び国歌、緊急事態について、方向性を出すように努めてきました。最初は、どうなるかと思っていましたが、いざ始めてみると、「憲法は、政権側をしばるもの」という立憲主義の立場に立脚した時に、安倍政治の暴走を抑えるための色々なアイディアが湧き出てきました。そして、「昭和天皇の戦争責任」、「対米自立方針宣言」、「原発の原則全面停止」、「プルトニウム保有ゼロ宣言」にしても、**「憲法に書いてしまえば、これ程、政権側をしばる強い力になるものはない」**だろうと、思います。そして、何より重要なことは、**「国民自身に“国のかたち”を認識させる上で、大きな力を発揮する」**ことになると思います。また、戦後70年が経過した今日、憲法も改正した方が、日本国や日本国民のために良い影響をもたらす事は、色々とあると思います。

その典型的なものが、「昭和天皇の戦争責任への言及」ではないかと思います。昭和天皇が生きておられた昭和時代には、多くの国民にとってそのことに言及することは、躊躇を伴うものであったと思います。勿論、長崎市・本島等元市長が被害にあったような右翼のテロ攻撃に対する恐怖を原因とするものもあると思います。しかし、それだけではなく、「新しい憲法の下で、平和と民主主義の象徴」となった「天皇像」に異議を挟みたくない気持ちも、多くの国民の中にあったものと思います。1988年2月7日、長崎市・本島等元市長の長崎市議会における発言は、次のようなものでした。「（昭和）天皇にも戦争責任はあると思う。しかし、日本人の大多数と連合国軍の意思によって責任を免れ、新しい憲法の象徴となった。私どもも、それに従わなければならないと解釈している」つまり、「新しい天皇像」を尊重する気持ちが、十分あったということになります。しかし、マスコミは、「（昭和）天皇にも戦争責任はあると思う」のみを強調して報道し、昭和天皇の病状悪化と相まって、右翼の凱旋車が長崎市に大挙して押し寄せる状況になってしまいました。「昭和天皇に戦争責任はある」、これは、**「政策を主導・推進する国の指導者は、その結果に責任を取らねばならない」**という、極めて当たり前な、世界共通の為政者の倫理・道徳です。この事を、憲法に明記し、「国のかたち」として国民に示す。これが、どれほど大きな力となるか、読者の皆様には、十分お分かり頂けると思います。昭和天皇が崩御されて、28年目になろうとしている今、「昭和天皇の戦争責任への言及」を、憲法に明記する時機が、到来しているのではないでしょうか？

８.「市民目線の平成憲法草案」（憲法学者ｸﾞﾙｰﾌﾟ版）の発信を国内外に

大日本帝国憲法は、明治憲法と言います。しかし、日本国憲法は、何故か一般的に、昭和憲法とは呼ばないようです。これは、昭和20年の終戦の日に至るまでは、明治憲法の時代だったからかも知れません。

　戦後70年が過ぎ、平成になって28年目です。憲法も時代の要請に合わせて、改正すべき状況になってきたのかも知れません。明仁天皇ご一家は、折に触れて、日本国憲法を尊ぶお気持ちを発信し、平和主義の象徴としての役割を果たされてきました。そして、民主主義の進展を、心より喜ばれておられるようにお見受けします。「平成」とは、「平和が成る」とイメージ出来ます。国歌の歌詞の如く、**「君（象徴天皇と国民）の平和な民主主義の世は、千年、万年と続いていく」**、この端緒となる平成の世であって欲しいと思います。私は、そのような意味で、次の日本国憲法改正草案は、「平成憲法草案」と名付けて頂きたいと思います

そして、前述の「市民目線の日本国憲法改正草案」（YASUTO版）の“市民目線”を取り入れた「市民目線の平成憲法草案」（憲法学者ｸﾞﾙｰﾌﾟ版）を、完成させて頂ければと思います。それを、国内外に発信することによって、日本国民（90%）の立ち位置を、高らかに発信出来ます。世界の平和主義・民主主義勢力を共振させ、更に、集約させることが出来ると思います。**立派な憲法草案を作成し、それを国内外に発信することは、辺野古に巨大な新基地を新設するよりも、はるかに大きな安全保障政策になる**と信じます。

９. 「市民目線の平成憲法草案」は世界平和実現のためのツール

　　　安倍首相の改憲挑発を、必要以上に、恐れることはないと思います。その理由は、**日本国民（90%）が、「市民目線の平成憲法草案」の方を、自民党の改憲草案よりも良いと思ってくれると**信じるからです。自民党の憲法改正草案は、国家主義的で、権力者目線であることは明らかです。そして、それは、同時に米国軍産複合体等の利益を確保するための米国民（1%）目線でもあります。日本が、国家主義的になればなるほど、米国民（1%）は、「日本は暴発するかもしれない。従って、在日米軍は、駐留し続けなければならない」と、米国内外に発信することが出来ます。つまり、米国民（1%）は、「日米安保村」という巨大な利権を、延々と持ち続けることが出来ることになります。そのようなカラクリが分かれば、多くの日本人は、「市民目線の平成憲法草案」の方を選択してくれると思います。更に、**「市民目線の平成憲法草案」は、米国民(99%)と日本国民(90%)の市民同士の連携を、促進させます。**米国の地方自治体の中には、辺野古新基地建設反対決議をする処が、現れているそうです。

米国民（1%）の中で、主要な地位を占めるのが、ロスチャイルドのようなユダヤ系国際金融資本だと言われています。オバマ大統領は、米国の民衆側に立とうとする平和主義者だと思います。しかし、米国民のために、米国の利益を第一に考えており、その為に、日本に、TPP参加や戦争法成立を求めたのだと推定しています。日本のTPP参加も、戦争法も、日本の主体性が侵害される可能性が高い、極めて危険なものです。そして、それは、ユダヤ系国際金融資本の意向でもあると思います。つまり、平和主義的大統領でさえ、ユダヤ系国際金融資本の意向に沿わなければ、米国の富を稼ぎ出し、強国を維持することが困難なると言うことだと思います。それだけ米国は、病んでいると言うことが出来ます。我々は、その事を理解した上で、この夏の国会議員選挙や戦争法廃止活動に、取り組まなければいけません。目の前にいる敵は、もっと上流側にいる敵からけしかけられて、悪政を行おうとしている可能性が高いからです。

聖書の言葉の中に、次のような有名な一節があります。「富んでいる者が神の国に入るよりは、ラクダが針の穴を通る方が、もっとやさしい」(マタイによる福音書19-24)私は、この意味を、現代風に次のように解釈しました。**「軍産複合体のような利益至上主義者は、決して平和な世界（神の国）を実現出来ない」**米国の実情を見れば、まさに「その通り」です。**「市民目線の平成憲法草案」は、日本及び他国の多くの国民が、幸せな人生を実現するための大事なツールです。**

― END ―